

4 輸 国 第 274 号  
令和 4 年 4 月 18 日

農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

インド政府は、令和 4 年 3 月に輸入食品に対して遺伝子組換えに係る証明書を求める指令を施行しました。本指令の対象となる食品をインドに輸入する者は、輸入の際、当該食品遺伝子組換え食品ではないことの証明書（以下「NON-GM 証明書」という。）が求められます。

今般、インド向け輸出食品に係る輸出証明書の発行手続を定めた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 IN-O1「インド向け輸出食品の輸出証明書取扱要綱」を新たに定め、手続規程の別表 1 及び別紙リストに追加しましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。